

I 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。
- d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

- a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。
 - b 脱字。
 - c 文末の句点の脱落。
 - d ※字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。
※その他不適切と判断せざるをえない箇所。
 - e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。
- ※ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
- c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。
- d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

Ⅰ 現代文（評論） 採点基準（合計40点）

問一 12点

（模範解答例）

A ①〇

A ②〇

A ③〇

ジョン・ケージの《4分33秒》が、何も演奏しないことで、

観客席を巻き込んで

非 A ④〇

A ⑤〇

A ⑥〇

築と非構築を共に含む 時間と空間を造ろうとする 実験であったように、

〈6点〉

B ①〇

B ②〇

グールドのふざけているともとれるモーツァルト演奏も 西洋音楽を代表する楽器（作曲

B ③〇

家）を拒否する 実験音楽だったのであり、

〈3点〉

X へ分析 〓 分けること 〓 〇 1点

C 〇

共に伝統への決別宣言であったということ。 へ 1点

Y へ共通性の抽象による総合 〓 共通性を引き出してまとめること 帰納 〓 〇 1点 1 2

点 〓 12点

Ⅱ【構造点】

・ Xは、傍線部を、〈矛盾〉しない二条件A、Bに へ分析 〓 分けること 〓 して説明して行く構造への評価である。ここでは、条件A、条件Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X へ分析 〓 分けること 〓 Aの要素+Bの要素 〇 1点

・ Yは、条件A、Bから、共通性を引き出してCにまとめて結論づける、へ共通性の抽象による総合 〓 共通性を引き出してまとめること 帰納 〓 の構造への評価である。ここではCがあれば、この構造の骨組みが暗黙裡に構想されていたとみなして1点加点。

Y へ共通性の抽象による総合 〓 共通性を引き出してまとめること 帰納 〓 C 〇 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士で、また条件A、B内では、この文書冒頭に示した「◎」内容点

の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能である。(10点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素の組み合わせ、あるいは条件による意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「ジョン・ケージの《4分33秒》が、何も演奏しないことで、観客席を巻き込んで構築と非構築を共に含む時間と空間を造ろうとする実験であったように、」へ6点

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

- ① 「ジョン・ケージの《4分33秒》が、」の要素。
× 「ジョン・ケージの《4分33秒》」の成分が入っていないならば×。
- ② 「何も演奏しないことで、」の要素。
○ 「ピアノの前にただ座っているだけで」「舞台上で何もしないことで」などでも可。
- × 「何も演奏しない」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

③ 「観客席を巻き込んで」の要素。

- 「観客に参加を余儀なくさせて」「観客席も引きずり込んで」などでも可。
× 「観客(席)を巻き込む」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

④ 「構築と非構築を共に含む」の要素。

- 「建設と破壊を同時に含む」「作ることと壊すことを共に包含する」などでも可。
× 「構築と非構築の内包」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

⑤ 「時間と空間を造ろうとする」の要素。

- 「時空間を産み出そうとする」「通時的かつ共時的な構想を孕む」などでも可。
× 「時間と空間を造る」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

⑥ 「実験であったように、」の要素。

- × 「実験」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

B 「グールドのふざけているともとれるモーツァルト演奏も西洋音楽を代表する楽器(作曲家)を拒否する実験音楽だったのであり、」へ3点

※ 傍線部を説明するための他方の条件。

① 「グールドのふざけているともとれるモーツァルト演奏も」の要素。

- 「グールドの世間から評価されなかったモーツァルト演奏も」「グールドの子供じみた面もあるモーツァルト演奏も」などでも可。

- × 「グールドの世間から評価されなかったモーツァルト演奏」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

② 「西洋音楽を代表する楽器(作曲家)を拒否する」の要素。

- 「西洋音楽の象徴とも言うべき作曲家を否定する」「西洋音楽の手本のような楽

器（作曲家）を拒絶する」などでも可。

× 「西洋音楽の代表たる楽器（作曲家）を拒否する」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「実験音楽だったのであり、」の要素。

× 「実験（音楽）」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「共に伝統への決別宣言であったということ。」へ一点

※ A、Bから〈共通性〉を引き出してまとめて結論づける条件。

○ 「両者は共通して伝統への決別を宣言していたということ。」「伝統への決別宣言であることにおいて同じであったこと。」などでも可。

× 「共に伝統への決別宣言」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問二 9点

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

「軽度な発達障害の特性が非行に置き換わる時」に存在する いくつかのパターンの

内の一つが、

B ①〇

B ②〇

B ③〇

「人が死ぬところを確認したい、自分で飛行機を操縦したい」というような 好奇心を

実行に移してしまう場合であり、

C ①〇

C ②〇

C ③〇

それは障害特性から生まれる 純粹な自然・物理現象を証明したいという 知的好奇心か

らくる直截的行動であること。

Xへ分析し分けること〇〇点 (9点)

「**【構造点】**

・Xは、傍線部を説明すべく、Aを、〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析し分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、〈Aの要素、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二要件以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして一点加算。

Xへ分析し分けること〈 Aの要素、Bの要素、Cの要素〉の三要件の内の二つ以上
〇一点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容
点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(8点)

※ ただし、**【構造点】**Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場
合にのみ加算する。(1点)

A 『軽度な発達障害の特性が非行に置き換わる時』に存在するいくつかのパターンの
内の一つが、」へ2点

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

- ① 『軽度な発達障害の特性が非行に置き換わる』に存在する」の要素。
- 「軽度な発達障害特性が非行に変貌するときの」「軽度の発達障害の特性が非行に移行するとき存在する」などでも可。
 - × 「軽度な発達障害の特性が非行に置き換わる」のニュアンス成分が入っていないければ×。

② 「いくつかのパターンの内の一つが、」の要素。

- 「パターンの一つが、」「一つのパターンが、」などでも可。
- × 「パターンの一つ」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 『人が死ぬところを確認したい、自分で飛行機を操縦したい』というような好奇心を
実行に移してしまう場合であり、」へ3点

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明していく一方の条件。

- ① 『人が死ぬところを確認したい、』の要素。
- 「人が死ぬところを見たい、」「人が死ぬとはどういうことか確かめたい、」などでも可。
 - × 「人の死を確認したい」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「自分で飛行機を操縦したい」というような」の要素。

- 「自力で飛行機を飛ばしてみたい」というような」「飛行機の操縦を自分でしてみたい」というような」などでも可。
- × 「自分で飛行機を操縦したい」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「好奇心を実行に移してしまう場合であり、」の要素。

- 「好奇心を行動に移行させてしまう場合であり、」「好奇心を実践に持ち込んでしまう場合であり、」などでも可。
- × 「好奇心を実行に移す」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「それは障害特性から生まれる純粋な自然・物理現象を証明したい」という知的好奇心
からくる直截的行動であること。」へ3点

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明していく他方の条件。

① 「それは障害特性から生まれる」の要素。

- 「障害特性から生ずる」「障害特性が引き起こす」などでも可。
- × 「障害特性から生まれる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「純粋な自然・物理現象を証明したい」という」の要素。

- 「純粋な形で自然・物理現象を証したい」という」「純然たる自然・物理現象を実現したい」という」などでも可。
- × 「(純粋な) 自然・物理現象を証明したい」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「知的好奇心からくる直截的行動であること。」の要素。

○ 「知的好奇心から直結する行動であること。」「知的好奇心に導かれた行動であること。」などでも可。

× 「知的好奇心からくる直截的行動」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

A ③〇

G A F A は、

競争における既存プラットフォーム上の勝者である一方、

プラットフォーム

A ④〇

オーム自体を作る企業でもあって、

つまり、ルールを設定するゲームのプレイヤーとい

う自己言及的立場にあり、へ4点

B ①〇

B ②〇

そうした自閉症的知性が

革新を生み出すのも確かだが、へ2点

C ①〇

C ②〇

今やコンピュータとネットで大規模な成功を収めることで、

世界全体を実験室にし、

C ③〇

C ④〇

人々の日常生活の細部を根底から変えてしまう

権力となりつつあること。へ4点

X へ逆説 矛盾を含むこと 〇1点 (11点)

【構造点】

・Xは、傍線部を説明すべく、Aをへ矛盾する二条件B、Cに引き裂いて説明してゆくへ逆説 矛盾を含むことへの構造への評価である。ここでは、へAの要素、Bの要素、Cの要素の三要件のうち二要件以上があれば、この構造の骨組みが成立している点と見て1点加算。

X へ逆説 矛盾を含むこと へ Aの要素、Bの要素、Cの要素 へ の三要件の内の二つ以上 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(10点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「G A F Aは、競争における既存プラットフォーム上の勝者である一方、プラットフォーム自体を作る企業でもあって、つまり、ルールを設定するゲームのプレイヤーとい

う自己言及的立場にあり、」へ4点

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

① 「G A F Aは、」の要素。

× 「G A F A」の成分が入っていないければ×。

② 「競争における既存プラットフォーム上の勝者である一方、」の要素。

○ 「プラットフォーム上の競争における勝者である一方、」既にプラットフォーム上の競争での勝者でありながら、」などでも可。

× 「プラットフォーム上の競争の勝者」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「プラットフォーム自体を作る企業でもあって、」の要素。

○ 「プラットフォームそのものを制作する企業でもあって、」プラットフォーム自体の制作者でもあって、」などでも可。

× 「プラットフォーム自体の制作者」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④ 「つまり、ルールを設定するゲームのプレイヤーという自己言及的立場にあり、」の要素。

○ 「ゲームプレイヤーがルールを設定するという自己言及的位置にあり、」つまり、ゲームのルールを決めるのがプレイヤーという自己言及的な状況にあり、」などでも可。

× 「ゲームプレイヤーがルールを設定するという自己言及的位置」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

8

B 「そうした自閉症的知性が革新を生み出すのも確かだが、」へ2点

※ 傍線部を説明するための、譲歩的な一方の条件。

① 「そうした自閉症的知性が」の要素。

× 「自閉症的知性」の成分が入っていないければ×。

② 「革新を生み出すのも確かだが、」の要素。

○ 「革新を生み出す揺籃となるのも確かだが、」既存文化・社会・権力への対抗として存在することも確かだが、」などでも可。

× 「革新（既存の体制への反抗）を生み出す」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「今やコンピュータとネットで大規模な成功を収めることで、世界全体を実験室にし、

人々の日常生活の細部を根底から変えてしまう権力となりつつあること。」へ4点

※ 傍線部を説明するための、Bとは「矛盾」する他方の条件。

① 「今やコンピュータとネットで大規模な成功を収めることで、」の要素。

○ 「今やパソコンという強力な手段で大規模な成功を収めることで、」今日コンピュータとネットにおける大規模な成功を収めて、」などでも可。

- × 「コンピュータ（ネット）で大規模な成功を収めることで、」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ② 「世界全体を実験室にし、」の要素。
 - 「世界を実験室にしてしまい、」世界全体を実験室と化して、」などでも可。
 - × 「世界の実験室化」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ③ 「人々の日常生活の細部を根底から変えてしまう」の要素。
 - 「普通の人々の日常の細部を根本的に改変してしまう」「人々の日常生活の細々とした部分を劇的に変容させてしまう」などでも可。
 - × 「日常（生活）の根底的な変化」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ④ 「権力となりつつあること。」の要素。
 - 「権力化しつつあること。」「権力としての性格を持ちつつあること。」などでも可。
 - × 「権力化」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問四 11点

(模範解答例)

A ①○

A ②○

対面的な空間では、極端な意見は共感され難いが、〈2点〉

B ①○

B ②○

B ③○

ネットの仕組みでは、少数の賛同者を 時空の制約を超えて探し出して一覧として視覚

B ④○

B ⑤○

化でき、その操作を繰り返して連鎖反応を起こさせれば、 極論が広く受容されてい

るかのような外観を形成できるから。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点 (8点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立している」とみなして1点加算

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(7点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。(1点)

A 「対面的な空間では、極端な意見は共感され難いが、〈2点〉

※ 傍線部を説明するための、譲歩的な一方の条件。

① 「対面的な空間では、」の要素。

× 「対面的空間」の成分が入っていないければ×。

② 「極端な意見は共感され難いが、」の要素。

○ 「極論は共感されにくいが、」極端な意見は忌避されがちだが、」などでも可。

× 「極論は共感されない」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「ネットの仕組みでは、少数の賛同者を時空の制約を超えて探し出して一覧として視覚化でき、その操作を繰り返して連鎖反応を起こさせれば、極論が広く受容されているかのような外観を形成できるから。」〈5点〉

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「ネットの仕組みでは、」の要素。

○ 「インターネットにおいては、」ネット上では、」などでも可。

× 「ネット上」の成分が入っていないければ×。

② 「少数の賛同者を」の要素。

○ 「少数のフォロワーを」「たとえ少数でも賛同者を」などでも可。

× 「少数の賛同者」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「時空の制約を超えて探し出して一覧として視覚化でき、」の要素。

○ 「時間的空間的な制約を越えて見出して、一覧として視覚可能にでき、」「時間や空間の制約を越えて発見し、視覚的に一覧化でき、」などでも可。

× 「時空間の制約を越えて発見し、一覧として視覚化」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④ 「その操作を繰り返して連鎖反応を起こさせれば、」の要素。

○ 「再操作によって連鎖反応を引き起こさせれば、」「連鎖反応を誘発させれば、」などでも可。

× 「連鎖反応を起こさせる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

⑤ 「極論が広く受容されているかのような外観を形成できるから。」の要素。

○ 「極論が広範に受け入れられているかのようなみかけを形成できるから。」「極端な意見が幾何級数的に賛同者を獲得しているかのようにみせかけることができるから。」などでも可。

× 「極論が広く受容されるかのような外観」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

□ 現代文（小説）採点基準（合計35点）

問一 9点

（模範解答例）

A ①〇

休日の街を家族連れや若者たちが

A ②〇

はしゃいで楽しんでいるが、

B ①〇

喜びや快楽を求めるから裏切られ、

B ②〇

楽しいことがあればその後が余計に辛くなるのであ

って、

〈2点〉

X 〇逆説〓矛盾を含むこと〇1点

C ①〇

C ②〇

その苦難のときを迎えたときに、

はしゃぎすぎた罰だと気づき、後悔しても遅すぎると

C ③〇

いうような 不幸に見舞われたくないと、津村は思っているから。〈3点〉

Y 〇否定の総合〓否定的にまとめること〇1点（9点）

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているときみなして1点加算。

X 〇逆説〓矛盾を含むこと〇 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、A、BをCに〇否定の総合〓否定的にまとめること〇をして結論づける構造への評価である。ここでは、条件Cの要素があれば、この構造の骨組みが暗黙裡に成立しているときみなして1点加算。

Y 〇総合〓まとめること〇 Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。（7点）

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。（2点）

A 「休日の街を家族連れや若者たちがはしゃいで楽しんでいるが、」〈2点〉

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

① 「休日の街を家族連れや若者たちが」の要素。

○ 「穏やかな休日の街で子ども連れの夫婦や若い娘たちが」「陽気な休日の街並みを一家や仲間連れの若者たちが」などでも可。

× 「休日の街を家族や若者たちが」ニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「はしゃいで楽しんでいるが、」の要素。

○ 「楽しげに騒いでいるが、」「思い思いで楽しんでいるが、」などでも可。

× 「楽しんでいる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「喜びや快楽を求めるから裏切られ、楽しいことがあればその後が余計に辛くなるのであって、」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「喜びや快楽を求めるから裏切られ、」の要素。

○ 「喜びや快楽を求めるからしつぺ返しに会い、」「喜びとか快楽とか、そんなものを欲しがるからがっかりさせられ、」などでも可。

× 「喜びや快楽を求めるから裏切られる」ニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「楽しいことがあればその後が余計に辛くなるのであって、」の要素。

○ 「楽しさの後は一層の苦しさ待っているものであって、」「楽しいことがあれば、その後の辛さはひとしおなのであって、」などでも可。

× 「楽しいことがあればその後が余計に辛い」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「その苦難のときを迎えたときに、はしゃぎすぎた罰だと気づき、後悔しても遅すぎるといような不幸に見舞われたくないと、津村は思っているから。」〈3点〉

※ A、Bを否定する形でまとめて結論づける条件。

① 「その苦難のときを迎えたときに、」の要素。

○ 「その苦難に見舞われたときに、」「その苦難がやって来た時に、」などでも可。
× 「苦難の時に」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「はしゃぎすぎた罰だと気づき、後悔しても遅すぎるといような」の要素。

○ 「はしゃぎすぎの罰だと後悔しても間に合わないといような」「はしゃぎ過ぎた罰を受けていると後悔しても今さら遅いといような」などでも可。

× 「はしゃぎすぎた罰だと後悔しても遅い」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「不幸に見舞われたくないと、津村は思っているから。」の要素。

○ 「不幸に会いたくないと、津村は考えているから。」「不幸な目には遭遇したくないと、津村は感じているから。」などでも可。

× 「不幸に見舞われたくないと、津村は思う」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問二 9点

(模範解答例)

A ①〇

A ②〇

ウェイトレスは、

A ③〇

「ごゆっくり」と言って、津村の席にコーヒーと伝票を置くと彼が

ら離れていくが、

その声も仕草もさりげなく、控えめで、おとなしい雰囲気醸し出し

ており、〈3点〉

B ①〇

B ②〇

B ③〇

一方津村は

コーヒー代と伝票をレジに置くだけで

すっと店を出ることになっているよう

に、〈3点〉

X へ分析 〓 分けること 〓 〇 1点

C 〇 1点

ふたりとも余計な話はしたくないタイプの人間だということ。 〓 1点

Y へ共通性の抽象による総合 〓 共通性を引き出してまとめること 〓 帰納 〓 〇 1点 (9点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を、〈矛盾〉しない二条件A、Bに 〓 分析 〓 分けること 〓 して説明して行く構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ二つ以上あれば、この構造が成立しているとみて1点加点。

X 〓 分析 〓 分けること 〓 Aの要素+Bの要素 〇 1点

・ Yは、A、Bから 〓 共通性 〓 を引き出してCにまとめてゆく、〓 共通性の抽象による総合 〓 共通性を引き出してまとめること 〓 帰納 〓 の構造への評価である。ここではCがあれば、この構造が暗黙裡に構想されたと判断して1点加点。

Y 〓 共通性の抽象による総合 〓 共通性を引き出してまとめること 〓 帰納 〓 C 〇 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件A、B内では、この文書冒頭に示した「〇」内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(7点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素の組み合わせ、あるいは条件による意

味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「ウエイトレスは、『ゆっくり』と言って、津村の席にコーヒーと伝票を置くと彼から離れていくが、その声も仕草もさりげなく、控えめで、おとなしい雰囲気醸し出しており、」〈3点〉

※ 傍線部を説明してゆくための「ウエイトレス」の条件。

① 「ウエイトレスは、」の要素。

× 「ウエイトレス」の成分が入っていないならば×。

② 『ゆっくり』と言って、津村の席にコーヒーと伝票を置く^と彼から離れていくが、^の要素。

○ 『ゆっくり』と言うと、コーヒーと伝票を津村の席において離れていくが、『ゆっくり』という挨拶して、津村のテーブルにコーヒーと伝票を置いて去ってゆくが」などでも可。

× 「挨拶をしてコーヒーと伝票を津村の席に置いて去る」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

③ 「その声も仕草もさりげなく、控えめで、おとなしい雰囲気を醸し出しており、」の要素。

○ 「声、仕草はさりげなく、控えめで、おとなしい雰囲気であり、」「声と仕草はさりげなく、雰囲気は控えめで、おとなしい感じで、」などでも可。

× 「さりげなさとおとなしい(控えめな)雰囲気」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

B 「一方津村はコーヒー代と伝票をレジに置くだけですつと店を出ることにしているように、」〈3点〉

※ 傍線部を説明してゆくための「津村」の条件。

① 「一方津村は」の要素。

× 「津村」の成分が入っていないならば×。

② 「コーヒー代と伝票をレジに置くだけで」の要素。

○ 「コーヒー代と伝票をレジに置いたまま」「コーヒーの代金と伝票をレジに置いたら」などでも可。

× 「コーヒー代と伝票をレジに置くだけ」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

③ 「すつと店を出ることにしているように、」の要素。

○ 「すぐに店を出るようにしているように、」「間を置かず店を後にするようにしているように」などでも可。

× 「すつと店を出ることにしている」のニュアンスの成分が入っていないならば×。

C 「ふたりとも余計な話はしたくないタイプの人間だということ。」へー点

※ A、Bから〈共通性〉を引き出してまとめ、結論づける条件。

○ 「共に余計な話を好まないタイプの人間なのだということ。」「ふたりとも余計なお喋りの嫌いな人間だということ。」などでも可。

× 「ふたりとも余計な話はしたくないタイプの人間」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問三 9点

(模範解答例)

A ○

ウェイトレスが「あの席は空いていますよ」と目顔で指したとき、へ1点

B ○

確かに津村は最初に入った時の席に座り続けていたが、へ1点

C ○

それをウェイトレスに気づかれていたとは思わなかったので、へ1点

X へ逆説 || 矛盾を含むこと < ○1点

D ① ○

D ② ○

D ③ ○

親しげに話しかけられたらどうしようと思い、人に記憶され、個人的なことに興味を

D ④ ○

抱かれることへの 生来の恐怖心から中々抜け出せないでいる気持ち。

Y へ総合 || まとめること < ○1点 (9点)

【構造点】

・ Xは、傍線部(a)、(b)における「津村」の心情を、Aの出来事に対するへ矛盾 < するB、Cの二条件に引き裂いて説明してゆく へ逆説 || 矛盾を含むこと < の構造への評価である。ここでは へA、B、C < の三条件の内の二条件以上があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X へ逆説 || 矛盾を含むこと < へA、B、C < の三条件の内の二つ以上 ○1点

・ Yは、B、Cを、Dに へ総合 || まとめること < する構造への評価である。ここではDの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みが暗黙裡に構想されているとみなして1点加点。

Y へ総合 || まとめること < Dの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件D内では、この文書冒頭に示した「◎」内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(7点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件の組み合わせ、要素による意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「ウェイトレスが『あの席は空いていますよ』と目顔で指したとき、「へー点」

※ 傍線部(a)、(b)における心情表を説明するための話題提示の条件。

○ 「ウェイトレスが目であの席は空いていますと示した時」、「ウェイトレスがいつもの席が空いていることを目線で示した時」、「などでも可。

× 「ウェイトレスが『あの席は空いていますよ』と目顔で指す」のニュアンスの成分が入っていない可。

B 「確かに津村は最初に入った時の席に座り続けていたが、「へー点」

※ 傍線部の心情を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「確かに津村は最初の入店時から同じ席に座り続けていたが」、「津村は初めて店に入った時から席を変えていなかったが」、「などでも可。

× 「津村は最初に入った時の席に座り続けていた」のニュアンスの成分が入っていない可。

C 「それをウェイトレスに気づかれていたとは思わなかったので、「へー点」

※ 傍線部の心情を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとはやや「矛盾」する他方の条件。

○ 「ウェイトレスがそのことに気づいていたとは思わなかったので」、「ウェイトレスがそんな気遣いをしているなんて思わなかったの」などでも可。

× 「ウェイトレスに気づかれていたとは思わなかった」のニュアンスの成分が入っていない可。

D 「親しげに話しかけられたらどうしようと思い、人に記憶され、個人的なことに興味

を抱かれることへの生来の恐怖心から中々抜け出せないでいる気持ち。」へー点

※ B、Cをまとめて心情を結論づける条件。

① 「親しげに話しかけられたらどうしようと思い、」の要素。

○ 「親しげに話してこられたら困ると思い」、「親しく話しかけられると対応できないと思いい、」などでも可。

× 「親しげに話しかけられることへの困惑」の成分が入っていない可。

② 「人に記憶され、」の要素。

○ 「人の記憶に残り」、「人に顔を覚えられ、」などでも可。

× 「人に記憶される」のニュアンスの成分が入っていない可。

③ 「個人的なことに興味を抱かれることへの」の要素。

○ 「個人として興味を持たれることへの」「私的なことに興味を示されることへの」などでも可。

× 「(個人的なことに) 興味を抱かれる」のニュアンスの成分が入っていない可。

×。

④ 「生来の恐怖心から中々抜け出せないでいる気持ち。」の要素。

○ 「克服しがたい恐怖心にとどまり続ける気持ち。」「染みついた恐怖心から中々脱出できない気持ち。」などでも可。

× 「恐怖心から中々抜け出せない」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

問四 8点

(模範解答例)

A ①○

A ②○

痩せっばちのウエイトレスが 毎日同じような時刻に現れる津村のためにカウンター右

端の席を「指定席」として確保してくれるようになったことは、

A ③○

A ④○

津村にとって最高のもてなしで、 落ち着いて本を読むことができるはずなのに、

B ①○

B ②○

B ③

他方でいつしか静かに店内を動き回る 彼女の気配を 意識のどこかで追い続けるように

なってしまうていたから。〈3点〉

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〓〇一点〉 (8点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明して行く〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして一点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇一点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では、この文書冒頭に示した「◎ 内容点の採点に関する基準」に則した形で、部分採点可能。(7点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(一点)

A 「痩せっばちのウエイトレスが毎日同じような時刻に現れる津村のためにカウンター右端の席を『指定席』として確保してくれるようになったことは、津村にとって最高のもてなしで、落ち着いて本を読むことができるはずなのに、」〈4点〉

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

① 「痩せっばちのウエイトレスが」の要素。

X 「ウエイトレス」のニュアンスの成分が入っていなければX。

② 「毎日同じような時刻に現れる津村のためにカウンター右端の席を「指定席」として確保してくれるようになったことは、「」の要素。

○ 「毎日ほぼ同じ時刻に現れる津村のために席を確保してくれるようになったことは、「」毎日似たような時刻に入店する津村にカウンター右端の席を確保してくれるようになったことは、「」などでも可。

× 「(毎日ほぼ同じ時刻に現れる)津村のために席を確保」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「津村にとって最高のもてなしで、「」の要素。

○ 「津村にとってこれ以上はない待遇で、「」津村にとっては願ってもないもてなしで、「」などでも可。

× 「津村にとって最高のもてなし」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

④ 「落ち着いて本を読むことができるはずなのに、「」の要素。

○ 「本を読むことに集中できるはずなのに」「大いに読書が進んでもよいのに、「」などでも可。

× 「本を読むことに集中できる」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「いつしか静かに店内を動き回る彼女の気配を意識のどこかで追いつけるようになってしまった」から。「<3点>

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは<矛盾>する他方の条件。

① 「いつしか静かに店内を動き回る」の要素。

× 「(静かに)店内を動き回る」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「彼女の気配を」の要素。

○ 「ウエイトレスの姿を」「彼女の存在を」などでも可。

× 「彼女(ウエイトレス)の気配」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

③ 「意識のどこかで追いつけるようになってしまった」から。「」の要素。

○ 「いつも気にかけるようになってしまった」から。「いつしか意識するようになってしまった」から。「」などでも可。

× 「意識するようになって」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

★2021年度 第3回 阪大本番レベル模試(文)

目 (古文『閑居友』) 採点基準 「モニター採点例 得点順」 ※40点満点

問一 ① Aの和歌について、「事しげき」の「事」は、どのようなことを指しているのか。本文を踏まえて具体的に説明しなさい。

基準 配点 4点

「該当和歌」 とつくには山水きよし事しげき君が御代にはすまぬまされり

「模範解答」 A2 天皇から僧都の位を授与されるような、 B2 煩わしい俗事に関わること。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

「ポイント」

要素 A【2点】 天皇から僧都の位を授与されるような、

※「天皇(帝・平城天皇・朝廷)から位を授けられる(僧都に任命される)」の意があれば【2点】。

※「位を授けられる(僧都に任命される)」という具体性はないが「天皇(帝・平城天皇・朝廷・世間)から評価される」の意がある場合は【1点】。

※「天皇(帝・平城天皇・朝廷)から」がないが、「位を授けられる(僧都に任命される)」の意がある場合は【1点】。

要素 B【2点】 煩わしい俗事に関わること。

※「俗事」、またはこれに相当する内容(「俗」の意が重要)があれば【2点】。

※「俗事」に相当する表現がなく、「雑事・煩わしいこと」等の表現がある場合は【1点】。

問一 ② Aの歌を現代語訳しなさい。

基準 配点 6点

〔該当和歌〕
〔模範解答〕

A1	とつくには山水きよし	B2	事しげき	C2	君が御代には	D1	すまぬまされり	
A1	都から遠く離れた国は	山も水も清らかである。	B2	俗事に関わることの多い、	C2	帝の治世の及ぶ都には	D1	住まないほうがよい。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

〔ポイント〕

要素A【1点】とつくには山水きよし ↓ 都から遠く離れた国は山も水も清らかである。

※「都から遠く離れた国」は「遠い国」でもよい。

※「山も水も」は「山や水が・山水も・山水が・自然が」等でもよい

要素B【2点】事しげき ↓ 俗事に関わることの多い、

※「俗事」は「雑事・煩わしいこと」等でもよい。

※「多い」は「様々な」等でもよい。これに当たる表現がない「雑事に追われる・煩わしいことのある」等は【1点】。

要素C【2点】君が御代には ↓ 帝の治世の及ぶ都には

※「帝の治世・天皇の御代」等の意と「都」の意があれば【2点】。どちらかが欠けている場合は【1点】。

※「天皇から僧都の位を授与されるような」等の説明の有無は不問。

要素D【1点】すまぬまされり ↓ 住まないほうがよい。

※「住みたくない・住まないという気持ちがまさっている」等でもよい。

問二 傍線部 (a) では、どのようなことを「ことに身にしてみて侍り」と言っているのか、説明しなさい。

基準 配点 6点

「傍線部」 ことに身にしてみて侍り。

「模範解答」

A 出家者は、**B** 俗事に煩わされやすい**C** 都を離れ、**D** 行き通う人が少なく、**E** 山水の清らかな場所で**F** 修行すべきだ、ということ。

採点方法 各要素単独採点。ただし、要素Aと要素Fは条件(赤字)あり。
字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【一点】 出家者は、

※ B～Eの全てがO点の場合は得点できない。

※ 「僧は・仏道に帰依した者は」撫でもよい。「人は・人間は」等は×。

要素B【一点】 俗事に煩わされやすい

※ 「俗事を避けるべきだ」の意があれば【一点】。

※ 「俗事」は「俗世間・俗世」等でもよい(「俗」の意が重要)。

※ 「雑事・煩わしいこと」等は×。

要素C【一点】 都を離れ、

※ 「都を離れるべきだ(遠い国に居るべきだ)」の意があれば【一点】。

※ 「田舎で暮らすべきだ」等は×。

要素D【一点】 行き通う人が少なく、

※ 「人が少ない(人も通らない・人に知られない)場所に居るべきだ」の意があれば【一点】。

要素E【一点】 山水の清らかな

※ 「山水の清らかな(自然の豊かな・自然に囲まれた)場所に居るべきだ」の意があれば【一点】。

要素F【一点】 場所で修行すべきだ、ということ。

※ B～Eの全てがO点の場合は得点できない。

※ 「修行すべきだ(修行しようとしている)」の意があればよい。

問三 (c) 傍線部を現代語訳しなさい。

基準 配点 3点

〔傍線部〕

〔模範解答〕

A1	A1	B2	B2	A	A
まったく	あへて	音する	返事の	し	ない。
まったく	あへて	音する	返事の	し	ない。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

〔ポイント〕

要素A【1点】あへて く なし。 ↓ まったく く しない。

※「まったく く ない」の意があればよい。

「まったく」は「少しも・一向に・全然」等でもよい。

要素B【2点】音するいらへも ↓ 返事の声も

※「返事」と「声」の両方がある【2点】。どちらかが欠けていたら【1点】。

問四 傍線部 (d) のように言うのはなぜか、理由を説明しなさい。

基準 配点 7点

〔傍線部〕 あな、あさまし。

〔模範解答〕

A2 ひどく雨に降られてやっと住まいにたどり着いたのに、**B2** 戸を叩いたら開けてくれるようにと念入りに約束しておいたにもかかわらず、**C3** 玄賓僧都がいつまでも返事をしてくれない ことにあきれた から。

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

〔ポイント〕

※文末表現は「くからくのでくため」等が正しい。これらの表現になっていない場合は、全体の合計点からマイナス1点とする。

要素A【2点】ひどく雨に降られてやっと住まいにたどり着いたのに、

※「雨で大変なのに・雨の中やっと帰った」等の意があればよい。

※主体「善珠大徳は」の有無は不問。

要素B【2点】戸を叩いたら開けてくれるようにと念入りに約束しておいたにもかかわらず、

※「戸を叩いたら開けるように約束したのに」の意があればよい。

要素C【3点】玄賓僧都がいつまでも返事をしてくれないことにあきれたから。

※「あきれた」の有無は不問。

※「玄賓が返事をしないから・玄賓の返事が遅いから・玄賓が対応しないから・玄賓の対応が遅いから」の意があればよい。

※右の意はあるが「玄賓」が書かれていない場合は【2点】。

問五 ① 傍線部 (e) について、この発言は誰の発言か、文中の言葉で答えなさい。

基準 配点 2点

〔傍線部〕 いたくよき振舞好む人は、またわびしき目にもあへば、思ひも知り給へかし

〔模範解答〕 A2 玄賓僧都 (別解) 玄賓

採点方法 各要素単独採点。

字数 指定なし。

〔ポイント〕

要素 A 【2点】 玄賓僧都

※ 「玄賓」でもよい。「僧都」は ×。

問五 ② 傍線部 (e) について、どのようなことを言っているのか、本文全体の趣旨を踏まえて、説明しなさい。

基準 配点 7点

「傍線部」 いたくよき振舞好む人は、またわびしき目にもあへば、思ひも知り給へかし

「模範解答」 **A2** 優れた振る舞いをしようとする者は、**B3** あえてつらい目に遭うことで、

何が優れた振る舞いであるのかを思い知ってほしい、**C2** 僧正の位を授けられたからといって浮かれてはならない、ということ。

採点方法 各要素単独採点。ただし、要素Aは条件(赤字)あり。

字数 指定なし。

「ポイント」

要素A【2点】優れた振る舞いをしようとする者は、

※ B・Cのいずれもが0点の場合は得点できない。

※ 「優れた振る舞いをする者は」でもよい。

※ 「優れた振る舞い」は「とてもよい振る舞い」等でもよい。

※ 「優れた振る舞い」の内容が「高貴・風流」などと成っている場合は×。

要素B【3点】あえてつらい目に遭うことで、何が優れた振る舞いであるのかを思い知ってほしい、

※ 「つらい目に遭うことで優れた振る舞いを知ってほしい・つらい目に遭えば優れた振る舞いを知ることができる」等の意があればよい。

※ 「つらい目に遭うことで」はあるが、それによって学び取るこの内容が、「人としての成長」を言いつつも、「人の気持ちがかかるようになる」など

本文に書かれていない内容になっている場合は【1点】。

要素C【2点】僧正の位を授けられたからといって浮かれてはならない、ということ。

※ 「僧正の位授与に浮かれてはならない」の意があれば【2点】。

※ 「僧正」の意がない「位を授けられて浮かれてはならない・天皇に褒められて浮かれてはならない」等は【1点】。

大問四 問一

基準 配点…7点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・敬語表現(～です・～ます)の有無は問わない。

■模範解答

A 3点

もし彼らを処刑しなければ

B 3点

ぶつやつて

C 1点

悪事を禁じる

B (3点)

ことができませんでした、いや、できませんでした。

■採点方法…各要素単独採点

要素A「之を斬らずんば」の訳 もし彼らを処刑しなければ 3点

・もし～なければ(否定+仮定)で訳せていないものは**要素A加点なし(要素A〇点)**。

*「もし(もしも)」の有無は不問。

*「～なければ」は「～なかったら」「～ないならば」なども可。

*「～しないで」「～せずに」としているものは**要素A 1点減点**。

・「之」をそのまま「これ」と訳しているものは**要素A 1点減点**。

・「彼ら」は「こいつら」「この者たち」「この三人」など、複数(三人)の人間を表している表現か、「盗人」「悪人」「罪人」など、罪を犯した者であることを表す表現であれば可。

*ただし、「彼」「こいつ」のように、明らかに一人の人間を表す表現であるものは**要素A 1点減点**。

減点。

*「之」の訳を「小人」「攘盗」としているものは**要素A 1点減点**。

・「処刑し(処刑する)」「は」「死刑にし(死刑にする)」「斬り殺し(斬り殺す)」「殺し(殺す)」「処罰し(処罰する)」なども可。

*ただし、単に「斬り(斬る)」「切り(切る)」のみであるものは**要素A 1点減点**。

要素B「何を以て〜ん」の訳 どうやって〜できるだろうか、いや、〜できない 3点

・反語であることを明確化

*「いや、〜ない」の部分がなく、「どうやって〜だろうか」の部分のみであるものは**要素B**

一点減点。

*「どうやって〜だろうか」の部分がなく、「いや(〜ない)」の部分のみであるものは可とする。

・「どうやって〜できるだろうか」の部分で訳している場合、

*「何を以て」の訳は、「どうして」「どのようにして」「どうすれば」「何によって」「なども可。

ただしそのまま「何を以て」としているものは**要素B2点減点。**

*「〜できる」「〜られる」という可能表現がなく、「禁じるのだろうか」のようにしているものも可とする。

・「(や)〜できない」「(や)い」の部分で訳している場合、

*「〜できないだろう」「〜できるはずがない」のように、推量表現をつけているものも可。

*「〜できる」「〜られる」という可能表現がなく、「禁じない」「〜のようにしているものは**要素**

B1点減点。

要素C「奸を禁ぜ」の訳 悪事を禁じる 1点

・「悪事」は「悪」「犯罪」なども可。

・そのまま「奸」としているものは**要素C加点なし(要素C=0点)**。

・「禁じる」は「禁止する」「やめさせる」なども可。

大問四 問二(一)

基準 配点…4点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問
- ・ひらがな以外を用いている場合はそれぞれ0点。

■模範解答

A 2点

けいの

B 2点

げんのごとし

採点方法…各要素単独採点

要素A「卿」の読み けいの 2点

- ・「卿(けい)」の読み方が間違っているものは**要素A 1点減点**。
- ・送り仮名「の」は、「が」も可とする。
- ・送り仮名(の・が)が間違っているものは**要素A 1点減点**は**要素A 1点減点**。

要素B「如言」の読み げんのごとし

- ・一字でも解答例と違っているものは**要素B 加点数なし(要素B=0点)**。

(別解)

A 2点

けいの

B 2点

いふ(う)のごとし

■採点方法…各要素単独採点

要素A「卿」の読み けいの 2点

- ・「卿(けい)」の読み方が間違っているものは**要素A 1点減点**。
- ・送り仮名(の)が間違っているものは**要素A 1点減点**。

要素B「如言」の読み いふのごとし

- ・一字でも解答例と違っているものは**要素B 加点数なし(要素B=0点)**。

大問四 問二(2)

基準 配点…4点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問
- ・ひらがな以外を用いている場合はそれぞれ0点。

■模範解答

A 2点

まさにしすべし

B 2点

といへ(え)ども

■採点方法…各要素単独採点

要素A「応死」の読み方 まさにしすべし 2点

- ・「しす」を「しぬ」としているものは**要素Aー1点減点**。
- ・「べし」を「べき」「べく」としているものは**要素Aー1点減点**。
- ・他は解答例と一字でも異なっているものは**要素A加点なし(要素A〓0点)**。

要素B「雖」の読み方 といへ(え)ども 2点

- ・一字でも解答例と異なっているものは**要素B加点なし(要素B〓0点)**。送り仮名の「と」が抜けているものも**0点**。

基準 配点…7点

■形式上の不備

- ・ 句点の有無は不問。
- ・ 文末表現は、「どのようなことをするべきだと述べているのか」という設問なので、「～こと」「～をするべきだ」ということ」「～をするべきだと述べている」のような答え方でも可。
- ・ ただし、「どのようなことをするべきだと述べているのか」という設問に対し、明らかに不適当な文末表現（「～から～ので」などをしているときは**全体から1点減点**）。

■模範解答

A 1点

役人に命じて

B 1点

国内の

C 5点

すべての身体の不自由な人に平等に施しを与えること。

■採点方法 各要素単独採点

要素A 「有司に命じて」の内容 役人に命じて 1点

・ 「役人」は「官吏」なども可。

・ 「命じて」は「命じ」「命令し」なども可。

・ 「命じて」を使わず、「役人に～させること」のような表現であっても可。

要素B 「境内」の内容 国内の 1点

・ 「自分の（治める）国の」「（北）魏の」「國中の」なども可。

要素C 「えをく均しくす」の内容 5点

・ 「身体の不自由な人に」の要素…1点

* 「身体障害者」「障害者」「恵まれない人」なども可とする。

* 単に「人」としているものは**要素C加点数なし（要素C＝0点）**。

・ 「すべての」「または」「平等に」の要素（どちらか一方があればよい）…2点

* 「あらゆる」「等しく」なども可。

* 「自分が直接会っていない障害者にも」「自分が直接会った障害者と同じく」という意味の表現でも可。

・「施しを与える」の要素…2点

*「施す」「衣食を与える」「生活の面倒を見る」なども可。

*「助ける」という意味の語だけで、「施し(施す)」「衣食」「生活」に関する語がないものは

要素Cー1点減点。

*そのまま「養う」としているものは**要素C2点減点。**

基準 配点：5点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問

■模範解答

A

なんと

B

小さい

A

ではないか。

A (なんと〜ではないか) 3点

B : 2点

■採点方法 各要素単独採点

要素A 「不亦〜乎」の解釈 なんと〜ではないか 3点

- ・「何と〜ことか」「何と〜(こと)だろう(か)」「なども可。
- ・「何とまた(何とまあ〜ではないか(ことか)」「としても可。
- ・詠嘆形であることが表現できていないものは**要素A加点数なし(要素A=0点)**。
- ・「何と」を欠き、「〜ではないか」「〜ことか」のみであるものは**要素A-1点減点**。

要素B 「微」の解釈

- ・「小さい」「わずかだ」「微小だ」の意であれば可。
- ・そのまま「微」としているものは**要素B加点数なし(要素B=0点)**。

基準 配点：8点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・文末表現は基本的には問わない。文末を「点」でなく「こと」にしているものなども可。ただし、「どのような点を批判しているのか」という設問にそぐわない文末表現は**全体から1点減点**。

■模範解答

A 2点

自分が出会った身体の不自由な人には施しを与えたが、

B 3点

国内の他の身体の不自由な人には何もしなかった点と、

C 加点要素とせず

やはり、自分が出会ったという理由で

D 1点

罪人を許して

E 2点

軍法をねじ曲げた点。

■採点方法 各要素単独採点

要素A 自分が出会った身体の不自由な人には施しを与えた 2点

・「孝文帝（皇帝）が直接出会った（見た）身体の不自由な人にだけ施し（衣食・生活の世話）を与えた」という内容であればよい。

・「身体の不自由な人」は、「（身体）障害者」「恵まれない人」「生活に困っている人」の意も可とする。

・「施しを与えた」は「助けた」「手厚く扱う」の意の表現でも可とする。

要素B 国内の他の身体の不自由な人には何もなかった 3点

・「国内の、自分が見ていない身体の不自由な人には施し（衣食・生活の世話）を与えなかった」という内容であればよい。

・「身体の不自由な人」は、「（身体）障害者」「恵まれない人」「生活に困っている人」の意も可とする。

また要素Aにその意味の表現がある場合、「他の同様の人」のような表現としても可とする。

・「国内の（自分が治める国の）」を欠いているものは**要素B 1点減点**。

○要素A・要素Bを通し、「身体の不自由な人（「身体障害者・障害者・足が不自由な人や目の見えない人」なども可とする）」は、一度用いられていれば可とする。

○「身体の不自由な人」を単に「人」としているものは**全体から1点減点**。

要素C 「自分が（直接）出会ったという理由で 加点要素とせず

要素D 「罪人を許し」た 1点

・「罪人」は「盗人」「盗みをはたらいた兵士」「罪を犯した兵士」「本来処罰されるべき者」のような表現でも可。

要素E 「軍法をねじ曲げた」こと 2点

・「軍法」は「法」でも可。

・「ねじ曲げた」は「曲げた」「守らなかった」「無にした」なども可。

*要素D・要素Eの順は問わない。たとえば、「軍法を曲げてまで罪人を許したこと」としても可。